

総合評価落札方式一般競争入札公告

盛岡市市営建設工事について、次のとおり一般競争入札を行うので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和8年9月15日

盛岡市長 内 館 茂

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事の名称 準用河川三沢川河川改修工事
- (2) 工事の場所 盛岡市湯沢7地割地内
- (3) 工事の期間 68日間
- (4) 工事の概要

河川土工	N=1 式
かごマット（多段積型）	A=90m ²
表層工	A=367m ²
構造物取壊し工	N=1 式
仮設工	N=1 式
- (5) その他 本工事の入札は、盛岡市営建設工事総合評価落札方式競争入札実施要領（平成20年7月22日市長決裁）に基づき、総合評価落札方式（特別簡易型）により行う。

2 入札等の予定日時

- (1) 入札日時 令和8年10月5日（月） 9時00分から15時00分まで
- (2) 開札予定日時 令和8年10月6日（火） 10時20分
- (3) 再入札の場合
 - ・入札2回目 令和8年10月7日（水） 9時00分から11時00分まで
 - ・入札3回目 令和8年10月7日（水） 13時00分から15時00分まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 政令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者であること。
- (3) 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に基づく有効期間内の総合評定値通知書の交付を受けている者であること。
- (4) 法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を現に受けていない者であること。
- (5) 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準(平成3年9月30日市長決裁)による指名停止を現に受けていない者であること。
- (6) 当該入札において、他の入札参加者と一定の資本関係又は人的関係がない者であること。
- (7) 1に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (8) 市税を滞納していない者であること。
- (9) 電子証明書を取得し、盛岡市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）にて利用者登録を行っている者であること。ただし、特段の理由があり、入札日前日までに紙入札参加承諾願を発注者に提出し受理された場合を除く。
- (10) 令和8・9年度盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格 土木一式工事甲Cの者であること。
- (11) 次のア、イ又はウに掲げる者について当該ア、イ又はウに定める要件を満たす者を工事現場に配置できる者であること。ただし、ウにあっては法第26条の2第1項の規定により専門技術者が

配置される場合に限る。

ア 現場代理人 入札に参加する者に雇用期間を特に限定することなく申請日前3箇月以上継続して雇用されている者(入札に参加する者が個人である場合の本人、法人である場合のその役員を含む。以下「常時雇用者」という。)で、他の工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は専門技術者として配置されていないものであること。ただし、市営建設工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和および下請負人となる資格の制限の緩和について(平成24年1月20日市長決裁)による現場代理人の兼務を認める。

イ 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐(以下「主任技術者等」という。) 常時雇用者であること。

ウ 専門技術者 常時雇用者で他の工事の常駐の現場代理人又は法第26条第3項の規定による専任の主任技術者等として配置されていない者であること。

4 設計図書の閲覧及び契約条項を示す場所

(1) 設計図書は、盛岡市公式ホームページ>事業者の皆さんへ>事業者向けリンク集 電子入札システム・入札情報公開システム>入札情報公開システムに掲載している。

また、盛岡市財政部契約検査課(盛岡市内丸12番2号)の閲覧場所においても、公告の日から入札の前日までの閉庁日を除く日の午前9時から午後4時まで閲覧できる。

(2) 契約条項を示す場所は、盛岡市財政部契約検査課とする。

5 入札参加方法

(1) 入札参加希望者は、6(1)に掲げる技術提案等資料を令和8年9月28日(月)正午までに持参により提出すること。

(2) 入札参加希望者は、入札書、総合評価落札方式一般競争入札参加資格確認申請書及び工事費内訳書(総括)(様式第7号)を電子入札システムにより2(1)の入札日時に提出すること。

(3) 発注者から紙入札に切り替える旨の指示があった場合は、入札書、総合評価落札方式一般競争入札参加資格確認申請書及び工事費内訳書(総括)を2(1)の入札日時に持参により提出すること。

(4) 特段の理由があり、紙入札により参加を希望する場合は、2(1)の入札日の前日までに紙入札参加承諾願及び総合評価落札方式一般競争入札参加資格確認申請書を持参により提出すること。発注者に受理された場合は、2(1)の入札日時に入札書及び工事費内訳書(総括)を提出することができる。

(5) 各書類の提出先は、盛岡市財政部契約検査課とし、提出書類の様式については、盛岡市公式ホームページ(建設工事・建設関連業務委託に関する様式)に掲載している様式を用いること。

6 技術提案等資料について

(1) 提出する資料(特別簡易型)

ア 技術提案書 : 様式第1-特簡号

イ 技術提案評価項目A : 様式第2号

※様式第2号の評価項目「添付書類」と記載のある項目には、申請内容が確認できる書類を要するので併せて提出すること。

(2) 提出した技術提案等資料の変更は、認めない。

7 入札保証金 免除

8 入札の回数

3回までとする。ただし、落札者がいない場合は、政令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約(見積徴取の回数は1回限りとする。)に移行するものとする。

9 総合評価点算定基準

(1) 総合評価点の算定方法

総合評価点＝100×（1－入札価格÷予定価格）＋技術評価点

技術評価点＝技術提案評価項目Aの合計点×1.5

(2) 技術評価点の算定方法

技術評価点は、入札者が提出した技術提案等資料により、(3)の評価項目及び配点に基づいて算定した評価点の合計とする。

(3) 技術評価点の配点

技術提案評価項目Aの表により算定した点とする。

10 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 契約金額

契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

12 調査基準価格及び失格基準価格

(1) 本入札の実施に当たっては、政令第167条の10の2第2項の規定に基づき、調査基準価格及び失格基準価格を設定するものとする。

(2) 調査基準価格は、盛岡市低入札価格調査制度実施要領（平成30年2月14日市長決裁。以下「要領」という。）第4の規定の例により算出した額とする。

(3) 失格基準価格は、調査基準価格に100分の95を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。）とする。

(4) 失格基準価格未満の金額の入札をした者を失格とし、落札者とししないものとする。

13 落札者決定の方法

(1) 落札者を決定しようとするときは、次の要件に該当する入札者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。（落札者の決定予定日 令和8年10月8日以降）

ア 3において定めた入札参加資格等を全て満たしていること。

イ 入札参加者が提出した申請書等が、入札公告において明らかにした要求要件のうち、必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。

ウ 入札価格が調査基準価格未満で失格基準価格以上の価格の場合は、要領第8に規定する数値的判断基準による判定により失格とならないこと。

(2) 総合評価点が同点の落札候補者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

14 入札参加資格確認書類

(1) 入札参加資格確認書類等及び提出部数

ア 入札参加資格確認書（様式第11号） 1部

イ 建設業許可通知書の写し 1部

ウ 直近の有効な経営事項審査の総合評定値通知書の写し 1部

エ 配置予定の現場代理人及び主任技術者等の雇用関係及び主任技術者等になりうる資格を確認

できる資料 各1部

オ 工事費内訳書（詳細）（任意様式） 1部 ※1回目の入札金額を積算した資料

(2) 提出書類の様式については、盛岡市公式ホームページ（建設工事・建設関連業務委託の入札に関する様式）に掲載している様式を用いること。

(3) 提出期限及び提出方法

ア 提出期限 落札候補者決定通知日の翌日（休日を除く。）20時までとする。

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。添付書類の合計ファイルサイズが3MBを超える場合は、盛岡市財政部契約検査課へ持参により提出するものとする。持参期限は、同日17時までとする。

15 契約書作成の要否

契約書は、作成する。

なお、本工事は電子契約の対象である。

16 契約保証金に関する事項

契約保証金又は契約保証金に代わる担保等の額は、契約金額の100分の10以上とする。

17 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 3に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 14(1)に掲げる入札参加資格確認書類を提出期限内に提出しない者のした入札
- (3) 5及び14(1)に掲げる入札参加資格に関する書類に虚偽の記載をした者の入札
- (4) 入札条件に違反した入札

18 その他

- (1) 現場説明は、行わない。
- (2) 契約締結時までに5に掲げる入札参加申請書類の記載事項に変更が生じた場合には、盛岡市財政部契約検査課に変更届を提出するものとする。
- (3) 提出された書類等は、返却しないものとする。
- (4) 提出する書類等に要する費用は、申請者の負担とする。
- (5) 5及び14(1)に掲げる書類に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止を行うことがある。
- (6) この入札に関する問い合わせ先

一般的事項及び設計図書に関する事項についての質問は、令和8年9月28日（月）正午までに電子メール又は文書（ファックス可）により盛岡市財政部契約検査課あて提出すること。回答は、設計図書閲覧場所及び入札情報公開システムで令和8年10月1日（木）までに公表する。

電子メールアドレス keiyaku@city.morioka.iwate.jp

盛岡市財政部契約検査課 Tel 019-626-7516 Fax 019-622-6211